

総務文教常任委員会審査概要報告書

委員長 中川 加津代

- I 開催年月日 平成 31 年 1 月 31 日（木）
II 会議時間 午前 10 時 00 分～午後零時 12 分
III 出席委員等〔出席委員〕◎中川加津代 ○林 貴文 角田 悠紀
坂林 永喜 金森 一郎 金平 直巳
樋詰 和子 水口 清志 大井 正樹
（◎…委員長 ○…副委員長）
〔議長〕 狩野 安郎
〔副議長〕 ※坂林 永喜副議長は委員として出席
〔説明員〕 別紙名簿のとおり（上森秘書課長が公務のため欠席）
〔委員外議員〕 高瀬 充子 中村 清志 高岡 宏和
酒井 善広 福井 直樹
〔事務局職員〕 安東 浩志 松本 武司 柚原 規泰
吉田 昇平
〔傍聴者〕 なし

IV 審査の概要

1 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔総務部〕

- (1) 臨時窓口の開設について
- (2) 公共施設使用料の見直しについて
- (3) 富山県との共同徴収について

〈 委員から次のような質疑等があった。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【臨時窓口の開設について】

- 平成 29 年度における臨時窓口の取り扱い実績は。
△ 3 日間開設し、計 439 件の実績があった。

【臨時窓口の開設に関連したマイナンバーカードのメリットについて】

- 窓口業務に関連して、マイナンバーカードの利用を推進しているが、マイナンバーカードを窓口へ持参することによるメリットは。
- △ マイナンバーカードの普及拡大については、現在、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付や、図書館カードとしての活用、子育てワンストップサービスにおける電子申請等の取り組みを進めている。現状、窓口でマイナンバーカードをお持ちいただくことに対しての特段のサービスはない。
- マイナンバーカードは、いかにも窓口で使いそうな感じがする。コンビニエンスストアで使えることがメリットの一つとのことだが、なかなか普及しない。市役所の中ならどこでも使えるように利用範囲を広げようとしているのか。コンビニエンスストア等だけに絞っていると、マイナンバーカードの位置付けそのものが分からない。利便性向上や普及拡大についての考えは。
- △ 現在、徐々に利用の度合いを増やしているところである。福祉や住民基本台帳等の分野では、法定業務の中で、マイナンバーカードによる申請が可能な事務の範囲を広げてきている。それ以外にも、本市の条例の中で、マイナンバーの独自利用事務を拡大している。日常生活の中でマイナンバーカード利用する機会は限られているが、市役所の窓口にお越しになる際、様々な添付資料が不要になるなどの利便性向上を図る点で、少しずつではあるが、マイナンバーカードの活用の度合いを広げている。今後も、歩みを止めることなく活用度合いの拡大を進めたいと考えており、ご理解いただきたい。

【公共施設使用料の見直しについて】

- 公共施設使用料の見直しを行うタイミングを 2019 年 10 月とした理由は。財政難の状況下で歳入増を図る意図があってこの時期としたのか。
- △ 人口減少が進む状況下においては、全ての公共施設を維持することは難しいことから、公共施設再編計画を策定した。住民サービスの質を落とすことなく公共施設を維持していくための方策としては、施設自体の「再編」、経費節減等の「効率化」、受益者負担の考え方に基づく「使用料の適正化」が挙げられる。平成 30 年度は、再編計画を進める中で受益者負担について検討することとしており、各施設における経費や収入の状況をホームページ等に掲載した。今回、受益者負担の考え方に基づく使用料の見直しの考え方についてお示しし、以後、料金改定に向けて取り組んでいきたい。2019 年 10 月には消費税の改定も予定されている。使用料を度々改定することは住民の混乱につながるほか、システム改修等の必要性も出てくるため、消費税の改定に合わせて見直すこととしたい。
- 激変緩和措置として現行の使用料（税抜）の 1.5 倍を上限とするとのことだが、今後、近隣市の施設とどのような比較検討をして、進めていくのか。
- △ 例えば、射水市、小矢部市、南砺市等でも、最近の動向として使用料の見直しを実施している状況であると聞いている。一概に他市の施設と比較することは難しい部分もあるが、本市と同種の施設が他市にある場合、その使用料も一部参考としな

がら検討していきたい。

- 本市の歳入全体を考えると、使用料を上げて、利用者が減少してしまうと全く意味がない。各施設が使用料収入により運営していくことを考えた場合、利用者数を維持もしくは増加させなければならない。使用料の見直しの結果をシミュレーションしながら、他市施設に利用機会を奪われないよう検討を進めてもらいたい。(要望)
- 使用料の見直しについては市広報紙にも掲載されていたが、既に多くの市民から批判が出ている。今回の見直しは財政健全化緊急プログラムの一環だと思うが、なぜこのタイミングで使用料を見直すかについては、行政側の説明責任がある。これは、財政再建全体の問題であり、平成 29 年度に開催したような市民説明会を行うべきである。緊急プログラムの進捗状況や使用料の見直しの考え方を説明することは、市当局の義務と考えるが、見解は。
- △ 29 年度、公共施設再編計画の策定の際には、市内各所で説明会を開催した。その際併せて、本市の財政状況及び財政健全化緊急プログラムについて説明したところである。今後は、これらを着実に遂行することが肝要であり、進捗状況等の見える化には努めていきたいと考えているが、このタイミングで使用料の見直しにスポットを当てた説明会の開催は、現在のところ考えていない。これから着実に進めていく中で、進捗状況や考え方について、随時見える化を図っていくこととしてご理解いただきたい。
- 使用料の見直しのみを取り上げた説明会を求めているのではない。5 カ年の財政健全化緊急プログラムや各年度の様々なプランも持っている中で、さらに新たなメニューとして使用料の見直しが出てきた。市全体の中での位置付けも含めて、市民に説明する必要がある。29 年度に開催した市民説明会に対する市民の評価は、「資料があまりに簡単で少なすぎる。説明のボリュームが少ない。説明が通り一遍で分かりにくい。」という厳しいものであった。1 年前に説明会を開催したからもうよいことにはならない。説明会后、1 年が経過した現時点で、あらためて財政状況を説明し、31 年度の市当局のプランも説明することに意味がある。今回は開催しないとの答弁には失望した。積極的に市民説明会を開催すべきとの願いを持っているが、あらためて見解は。
- △ 29 年度の市民説明会については、資料や内容についての厳しいご意見はあるかと思う。限られた時間の中で開催しており、可能な限り分かりやすく簡潔に説明するよう努めたものと記憶している。その意味では、詳細についてご確認いただくのは説明会の場ではなく、市広報紙やホームページになると考える。今回の「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン」についても、簡潔なものを広報紙に掲載しているが、ガイドラインそのものはホームページ等で公開している。市民説明会を開催した趣旨は、以後に実施する事柄を知るきっかけとしていただくことであり、まずは説明会で意識付けをさせていただいたうえで、その後、詳細に入っていくこととしている。説明会に参加できる方、できない方もいるため、広報紙やホームページ等を通じて、詳細について見える化を図っていくことが適切と考えている。
- 「受益者負担率」という表現には違和感を覚える。市当局は受益者負担の面を強

調するが、公共施設を利用して文化活動や福祉活動を行ったり、行政に協力・連携したりする面もある。この点での貢献度を考慮しないと、本質を見誤る。ある専門学者の研究によれば、公共施設の使用料の値上げにより、施設の利用のみならず外出機会も減り、そのことにより、地域の消費も減退するとのことである。このように地域経済的な視点から、中長期的に見れば市にとってもマイナスであると批判する学者もいる。こうした観点を考慮せず、受益者負担率ばかりを強調するのは片手落ちであると考えているが、見解は。

- △ 今回、利用者に関わる受益と負担の考え方を基に、使用料の見直しを行っている。これは、不断に行うべきことである。今回、見直しの中には、施設の設置以降、全く見直しがされていない施設もあったことから、今後、3年ごとに見直していくことは大切であると考えている。一方で、全ての施設を維持していくのは難しい面もある。決して市民活動を阻害する意図で公共施設再編計画や使用料の見直し等を行っているわけではなく、どういったところでどういった活動をしていただけるのか。それに対してどういった支援をしていけるのか。例えば高齢者の外出支援などについては、各施策の効果を考えながら組み立てていくことになる。公共施設のみがその役割を担うわけではないため、総合的に考えていきたい。
- 公共施設を使って福祉や教育、文化芸術など多彩な市民活動が行われている。これは市政の発展、地域経済の振興にも連動する。年金が段々とカットされ、消費税も上がる動きがある中、使用料を1.5倍程度に引き上げることは、利用者数の減少につながることを懸念している。高齢者の外出機会が減り、消費の冷え込みにも連動することは間違いない。これらのマイナス面についてどのように考えているのか。
- △ 公共施設には、本来的に無料の施設もあれば、使用料を徴収する施設もある。有料の施設については、受益者に一定の負担をしていただく意味で徴収している。今回、個人や諸室の使用料等について見直しを進める中で、実際に掛かっている経費や指定管理料等について考える視点もある。これについては、平成31年度に見直していきたい。収入と支出の両方を見直していく中で、より合理的で適正な施設運営を考えていきたい。例えば、使用料を見直すことで、利用者の減少も考えられるとのことだが、それはサービスを見直していくことと裏腹である。施設を維持するからには、サービスを向上させていく中で利用者を増やしていくことも考えていく必要がある。例えば、文化活動や福祉活動は、無償の施設でも行える部分はある。そういった意味では、施設の機能の役割分担や活動に対する支援等を総合的に勘案しながら、市民の熱意が失われないように取り組んでいきたい。
- 使用料の改定以降、平成31年度の残期間における増収見込みをどう予測しているのか。利用者の減少が想定されるために難解とは思いますが、予測と積算の状況は。
- △ 現在、関係団体や指定管理者等に対し、使用料見直しの考え方を示したうえで協議しており、具体的な金額を定めているところである。今回の使用料の改定による増収見込みは、料金が上がることによる利用者の減少も勘案したうえで、31年度下半期で約1,000万円の増収になると試算している。見直し後の使用料については、まだ未確定な部分があるため、各施設の使用料が確定した時点で改めてお知らせしたい。

- 特に施設を利用してきた方々に対する説明責任として、財政問題も含めた説明会は開催する意思がないとのことだが、その他の手法としては、パブリックコメントやアンケート等が挙げられる。これらを実施することは検討しているのか。
- △ 現在、指定管理者や施設の担当部局と、具体的な金額設定について協議しているところである。また、施設を利用する関係団体等にも説明しながら、理解を求めている。今回はこのようなプロセスで改定料金を定めるが、施設利用者の意見は各施設において吸い上げている。今回、料金を改定して終わりではなく、3年ごとの期限を設け、不断の見直しを行うことになる。当然、利用者の声を聴いてサービスの向上に努め、施設のあり方をさらに考えながら、随時見直しを進めていきたい。
- 「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン」の中の「その他考慮すべき事項」で、「時間帯別等の料金設定」について触れている。各施設によって、時間帯ごとの稼働率があると思う。競争率が高い時間帯もあれば、日中や、施設によっては夜間など、比較的空いている時間帯があるかもしれない。これらの状況を含め、施設の稼働率を上げるという観点からも、料金設定の見直しを進めてほしい。
(要望)
- 「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン」の中の「その他考慮すべき事項」で、「冷暖房使用料」に減免規定は適用しないとの記載がある。これは実費であるため妥当と考える。これまでは、団体によっては減免されていたものと思うが、2019年夏はこれまでどおり減免規定を適用し、2019年10月以降、冷暖房使用料は全て徴収するということか。
- △ 減免の実態を把握したうえで、平成31年度において検討したいと考えている。ただ、冷暖房使用料は実費という考え方に基づき、周知期間の経過後、2019年10月から冷暖房使用料に減免規定は適用しないことについてご理解願いたい。
- 以前、ある施設の使用料について減免の適用を受けていた団体が、無料となることをよいことに、事前に必要以上に諸室の予約を行い、後ほどキャンセルを繰り返す事例があったと仄聞している。他の利用希望者からは、予約の際には空きがなく、直前にキャンセルが見られることに対する苦情も寄せられている。この際、利用者にとって使いやすい公共施設であるとともに、本当に利用したい方から同様の不満が出ないように見直しを行ってもらいたい。(要望)
- 公共施設の使用料を検討するうえで、受益者負担の考え方は大原則であるが、無料の施設も存在する。ある無料の施設では、節電と称して電球を間引きしてあり、廊下が暗い。市民からは、「有料の施設であれば明るくしてもらいたいと言うこともできるが、無料の施設では遠慮して言えない。」との意見を聞いた。施設使用料の有料・無料の考え方について精査すべきと考えるが、見解は。また、各施設では、学生に対する料金設定や孫とおでかけ支援事業の適用等がある。使用料の検討にはこれらも加味されると思うが、どのように検討されるのか。
- △ 「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン」では、公共施設を4類型に分類し、全て税をもって賄う施設、税と受益者負担を半々で賄う施設、全てを受益者負担で賄う施設に整理した。ただ、この類型も、社会情勢の変化等による見直しが必要であり、無料施設についても、今後、見直していくことは考えられる。一方、

施設の維持管理に関して、現状でご不便な部分があれば、ぜひご意見を頂戴したい。減免に関しては、施設ごとに状況が異なる。また、学生に対する料金設定や孫とおでかけ支援事業の適用についても、施設ごとに異なる対応をとっている。施設の趣旨によって異なる部分はあるものの、これらの実態も踏まえながら、平成 31 年度において見直し、整理していきたい。

- 現在、本市では、市民会館が休館状態である。また、本市と共にとやま呉西圏域連携中枢都市圏を形成する氷見市では、新文化施設を建設することを計画し、試行錯誤されている。実際、本市には各種競技等で市外の会場を利用される方もいる。逆に、市外から本市の施設を利用しに訪れる方も多くいる。県西部の施設には、市民以外の方は倍額で、逆に市民は半額の使用料で利用できる施設もあることから、県西部の中核的都市である本市として、どのようなあり方がよいかを含めて、将来を見据えた検討をお願いしたい。(要望)
- とやま呉西圏域連携中枢都市圏を形成する 1 市としてではなく、中心的存在となるべき本市の立場としては、本市が考える公共施設のあり方が、市民のみならず市民以外にも影響を及ぼすと考えるが、見解は。
- △ 人口減少が進む中、地域として成り立っていくためには他市との連携が必要と考え、連携中枢都市圏を形成したところである。その意味では、施設の相互利用等を行うことで住民の交流が生まれ、さらに活動が活発になる効果も考えられる。一方、各市の施設は各市それぞれの税金をもって建設した施設であるため、その更新費用など、幾つかの整理すべき課題はあると考えている。各市と話し合いながら、可能な限り市民、圏域の皆様が使いやすい施設運営のあり方について考えていきたい。
- 使用料の見直しについては、鋭意取り組んでもらいたい。特に、努力している指定管理者の評価は大切であり、民間として独自の力を発揮しているかを検証することは重要と考える。場合によっては、行政が直営で運営した方が低コストなことがあるとも仄聞しており、この見地からもチェックしてもらいたい。(要望)
- 「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン」の中の「原価の算定」では、減価償却方法に「定額法」を採用しているが、その理由は。
- △ 減価償却費については、固定資産台帳を基に経費としている。「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン」を作成するに当たり、他市町村のガイドライン等を参考としており、いずれも、「定額法」を用いて減価償却費を算定していることから、本市でもこれを採用した。
- 減価償却方法には、「定率法」と「定額法」の 2 通りがある中で、今回、「定額法」を選択した理由は。
- △ 「定率法」は、主に民間企業で採用されている。利益を求める中で、施設整備等の初期導入時においては、それほど収益が確保できないことから、内部資金を確保するために、最初に償却額の大きい「定率法」を採用して、キャッシュフローを改善していく考え方である。行政の場合、その考え方は当てはまらず、一定額が減価していく「定額法」の方が適切と考えている。
- 「定額法」を採用されるに当たり、財政課と相談したのか。
- △ 本市においては、平成 29 年度から、公会計制度の導入による財務諸表の作成等が

進められているところであり、まず 28 年度分について公開したところである。この公会計の考え方においては、減価償却方法に「定額法」を採用していることも理由の一つである。作業的に、「定額法」のデータを使用したためであるのご理解願いたい。

【県との共同徴収における法人市民税に係る取り組みについて】

- 主に個人住民税等に係る説明だったが、法人市民税についての共同徴収の取り組みは。
- △ 富山県との共同徴収は、基本、個人住民税の徴収である。個人住民税の滞納のみならず、それに伴う他の滞納があれば、併せて徴収している。対象となる税目は、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税である。法人市民税については、今回の共同徴収には含まれていない。

【県との共同徴収に関連した納税猶予制度の周知について】

- 滞納者に対し、納税猶予制度についての周知・説明は行っているのか。本市における納税猶予制度の実績はないと記憶しているが、納税猶予制度を強く周知していないのではないのか。
- △ 窓口では、滞納者に対し、どういう状況で納められないのか聞き取りをする中で、納税猶予制度があることを説明している。この制度は、手続き上、財産の状況を示す書類が必要であるため、制度を利用するよりも、一人ひとりに合った納税方法等を検討しながら対応していくことが主流になっている。きめ細やかな納税相談に努め、状況に応じた対応が必要と考えており、納税猶予期間が過ぎても納付が困難な状態が続く場合も多いことから、新たな滞納を未然に防ぐため、実情に応じた分割納付などを提案するなどの対応を進めていきたい。実績としては、平成 29 年度に 1 件あった。制度の周知については、窓口にお越しになった方に説明するとともに、市広報紙やホームページにも掲載している。

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔教育委員会〕

- (1) 高岡市教育将来構想市民懇談会の開催結果について
- (2) 平成 31 年新成人の集い開催結果について
- (3) ウイング・ウイング高岡公益施設棟に使用された制振用オイルダンパーの性能検査記録データに改ざんの疑いが判明したことについて

〈 委員から次のような質疑等があった。 〉

【高岡市教育将来構想市民懇談会について】

- 以前に開催された教育将来構想検討会議では、「今後 10 年を見据えた高岡市における小中学校の配置の基本的な方向（骨子案）」が示されたが、10 年間は、少し長

すぎると思う。5、6年での方向性は検討されているのか。また、新しい学校を設立するとなれば、既存校舎の改修になるとしても、多額の経費が掛かる。この経費については、算定を急ぐべきと考えるが、見解は。

- △ ご指摘の部分は、大変重要な課題と考えている。まずは10年を目途に、教育将来構想検討会議で検討してもらった。具体的には、現在、6中学校区が再編統合の対象となっているが、財政当局とも調整しているところであり、校舎の整備を含め、その進め方には一定の見込みを持っている。校舎には耐用年数があり、一定期間が経過すれば改築・改修が必要となる。国の支援も十分に活用しながら、10年間の見通しを持って進めていきたい。
- 小学校が統合されると、通学距離が遠くなるため、スクールバスを運行してもらいたいとの意見がある。こうした意見に対しても、具体的に予算や時期などを明確に示す必要がある。スクールバスを運行するにしても、コミュニティバスさえ廃止した状況で、どのような形なら実現可能かという案も出していかなければならない。それらの具体的な予算及び時期などを含んだ明確なビジョンは、いつ頃までに提示する予定なのか。
- △ バスの配置については、福岡地区において、旧福岡町の時代から公営バスを活用した登下校を行っている。この取り組みを基本として、現在、地域バスや既存のバス路線の利用など公共交通を存続する視点も含めて、効果的な方法を検討し、準備をしているところである。
- 再編統合について、既に一定の方向性を出した学校に関しては、もう少しスケジュールを早める必要があると考える。10年間ではなく、せめて4、5年での具体的な進め方を示すべきと考えるが、見解は。
- △ 平成31年2月4日に教育将来構想検討会議の全体会を開催し、その場で最終的な方向性をいただく予定である。それをもって、2月中旬に市長との総合教育会議を開催し、市としての方向性を固めたい。五位中学校区は、統合準備会として既にバスの経路も含め具体的な検討を行っているが、他の5地域についても、地域住民の意見を伺いながら、実施の時期や方向性、設置場所について具体的な話ができれば大変ありがたい。そうした中で、地域住民と一緒に新しい学校づくりを進めていきたい。
- 既に方向性が決定している6中学校区に関しては、優先的に進めてもらいたい。（要望）
- 教育将来構想検討会議で、「今後10年を見据えた高岡市における小中学校の配置の基本的な方向（骨子案）」が示され、いよいよ動き出したことに対し期待している。どの学校を小中一貫校や義務教育学校とするかについては、教育将来構想検討会議から出された案だと思うが、原案は教育委員会から提示されたものなのか。
- △ 教育委員会から教育将来構想検討会議への諮問事項を、「小中一貫教育の効果的な推進」としており、これは教育委員会の方針として掲げていた事項である。その上位に、市長が定める教育大綱があるが、その中では、「幼保小中連携の推進」が重点施策として掲げられている。この流れの中で、教育委員会としても、「小中一貫教育の推進」という方針を共有し、重点事項として取り組んでいる。この推進方策

については、教育委員会から教育将来構想検討会議に提案し、校長会やPTA会長、教育に直接関わる方、経済界の方などの委員から意見を頂戴しながら、検討を進めてきたものである。

- 教育将来構想検討会議では、校区の再編等についての議論はなされなかったのか。
- △ 校区の弾力化については、教育将来構想検討会議で話題に上った。また、教育将来構想市民懇談会で地域を回った際、保護者からは、「再編統合後は大規模な学校の校区となるが、通える距離に比較的中規模の学校があるので、そちらに行く方法はないか。その方法も考えてもらいたい。」との質問・要望も伺っている。さらに、国吉校区での市民懇談会の際には、「義務教育学校という特色ある学校づくりをするのであれば、校区を限定せず、広く生徒を募集することも考えてもらいたい。」との意見も頂戴した。校区の弾力化や広域化といった意見も頂戴したところである。
- 教育将来構想市民懇談会では、特に反対意見はなく、賛成の立場から早めに進めてほしいとの意見が大多数であったとのことだが、若干の違和感を覚える。多くの会場を回って市民懇談会を開催したが、これをもって民意が集約されたと考えているならば、待ったをかけたい。地域環境が激変する事案であり、その典型として、高陵中学校区では、「高岡市の中心部である平米小学校中心部の昨今の衰退は著しく、まちの中から学校がなくなることとその衰退に拍車がかかることを危惧している。衰退が進めば次世代で今日とまた同じことが起こるのではないか。まちづくりの観点からの対策を具体的に示していただきたい。」との意見があった。長年、地域コミュニティの拠点として、小学校があった。地域住民が様々な形で集い、災害が発生すれば防災拠点にもなる。これが無くなることを、老若男女問わず懸念している。そうした意味では、パブリックコメントや住民アンケート、小学校区単位の説明会の開催など、さらなる民意の集約・反映の努力をお願いしたい。今後の本市の動向を決する非常に重要な事案であるため、性急ではなく、一定時間を掛けてでも、民意を集約するために努力すべきと考えるが、見解は。
- △ 今回、教育将来構想検討会議を進める中で、また、市内各地での教育将来構想市民懇談会を開催するに当たっては、より多くの意見を伺うため、例えば五位中学校区であれば、小学校区ごとの住民説明会やPTAを対象とした説明会を度々開催しながら理解を得てきたところであり、今後も同様に進めていきたい。また、地域住民に参加いただいて、新しい学校づくりについて意見交換する場を設定することも考えている。引き続き、地域の理解を得ながら、地域住民と共に新しい学校づくりを進めていきたい。
- 小学校の統合再編に係るやりとりの中では、「新校舎」というフレーズが散見される。本市の現下の財政状況において、新校舎を建設することの是非については、市民の中からも厳しい意見がある。国の有利な起債の制度も想定していると思うが、新校舎建設を前提とした場合、必要となる費用や起債の規模について、どのように試算しているのか。直近の校舎改築の実績から想定した場合、用地費を除いても、数十億円規模の建設費が必要となる。その大部分に起債を充当することが想定されるが、それは現在の財政再建の方向性とは逆行する内容になる。その整合性について、どのように考えているのか。

△ 再編の有無にかかわらず学校を改築すべき時期は到来するため、10年間の長期的な展望を持ち、財政的な支援を受けながら実現を図っていききたい。国の支援メニューには、再編統合に係る補助制度や小中一貫教育の推進及び義務教育学校の開設に係る補助制度があり、それらも活用していききたい。

【高岡市教育将来構想市民懇談会に関連した教員の働き方改革について】

○ 小中一貫教育を進める大前提として、教員の働き方改革が同時に進まないと、子どもたちに向き合った教育は実現しない。現状、学校現場において、教員からは「ボロボロになる。」といった声上がるなど過酷な状態である。教員の定数については、10年間で約9万人増加する必要があると考えているが、財務省の壁があり、思うようにいかない状況である。学校の再編統合と併せて、教員の定数増については、どのように取り組んでいくのか。

△ 教員の働き方改革は、重要な課題と認識している。教員が疲れ切ってしまうと教育の充実は期待できないため、必要な教員の配置については、国が責任を持ってその役割を果たしてもらいたいと考えている。しかしながら、定数改善が遅々として進まないため、教育長協議会として長年、国に要望しており、県の協議会においても、要望を継続しているところである。再編統合に係る準備等で業務量が増加することから、まず事務局の体制を整え、学校を支援する準備を進めている段階である。また、該当する学校には、若干の教員の手当ても要望しているところであり、小中一貫教育の推進に支障がないよう努めていきたい。

○ 牧野中学校区の市民懇談会でも意見があったように、英語教育等での乗り入れ授業を行った場合、中学校の教員の負担が増大することはないのか。

△ 県と事前の交渉をしながら、市内の各学校の教員配置数を定めている。その際、「乗り入れ授業を実施したいので、この教員の持ち時間数は、小学校で何時間、中学校で何時間」といった算定をしたうえで、要望している。県からも、先進的な取り組みとして応援をいただいている。

【ウイング・ウイング高岡公益施設棟に使用された制振用オイルダンパーについて】

○ 耐震安全性には問題ないとのことだが、結果として、現在使用されている制振用オイルダンパー8本は全て交換するのか。今後の対応は。

△ 今後の詳細については、現状、K Y B株式会社からは全く連絡がない状況である。K Y B株式会社及びその子会社が製造し、性能検査記録データに改ざんの疑いがあるものとしては、全国で、免震用ダンパー994件、制振用ダンパー107件が該当している。制振用ダンパーのうち2件が県内で、その1件がウイング・ウイング高岡公益施設棟であった。本件については、実際に改ざんされたかについても不明であり、こちらからの問いに対する正式な回答さえもない状況である。建築基準法上の安全性は十分満たしているが、当初、当該製品を設置した意図は、一定程度の高品質を求めたためでもあり、仮に改ざんされているとすれば、それなりの補償を要求していききたい。しかしながら、全国的には、まだK Y B株式会社から新たな対応策は示されていない状況である。これに関しては、施設の所有者3者（末広開発株式

会社、富山県、高岡市）が一体となって、継続的にK Y B株式会社に要求しているところである。

- こうした改ざんの疑いが判明したにもかかわらず、K Y B株式会社からは、ほとんど資料が提出されず、未だ国土交通省との話し合いに終始しており、当事者である本市に対しては、全く説明がないことに対しては、理解できない。現在、建物自体の耐震安全性は保証されているとはいえ、もっと早くK Y B株式会社に対する異議を申し立てるべきと考えるが、見解は。
- △ 当然、企業としていち早く、誠意を持って対応すべきと考えている。ウイング・ウイング高岡の主体は末広開発株式会社である。そこに、本市の施設と県の施設が入っており、所有者3者での連合という形で、K Y B株式会社に要請している。先方に対し、言うべきことは言っているが、K Y B株式会社側の対応が未だにない。大変申し訳ないとしかお伝えできないが、本市とすれば、制振用オイルダンパーを除いても耐震安全性の基準は十分満たしており、ご安心くださいとの説明しかできない状況である。
- 現状、市当局の説明を信じるしかない状況であることは理解した。（意見）
- この制振用オイルダンパーの耐用年数及びメンテナンス方法は。
- △ 制振用オイルダンパーは、壁と壁の間に設置されており、建物の一つの部材として位置付けられているため、ウイング・ウイング高岡の建物全体と同等の耐用年数を保持していると聞いている。

2 その他

〈 委員から次のような質疑があった。 〉

【予定価格について】

- 黒部市で発生した官製談合事件に対する受け止めは。
- △ 本事件については金銭の授受の有無について捜査中とのことだが、公務員としてあつてはならないことであり、非常に残念に思う。本市では、平成 30 年6月1日に官製談合防止法に関する研修会を開催し、発注者綱紀保持としての職員の心構え、責務等を徹底して研修している。また、発注業務に係る職員の行動指針等を定めたほか、綱紀保持マニュアルの作成等により、官製談合が起こらないよう徹底を図っている。
- 予定価格を事前公表するメリットとデメリットについて、どのように考えているのか。
- △ メリットとしては、落札率が適正な範囲に収まり、その結果、適正な工事が行われることにつながる。情報公開の一環として、入札手続きにおける透明性の向上に資するものであること。適正な価格での公正な競争の促進と入札回数の減少を図ることができ、入札執行事務の簡素化につながっていることが挙げられる。一方、デメリットとしては、入札価格において、期待できるはずの競争が阻害されること

が挙げられる。

- 予定価格の算定方法は。
- △ 設計担当課が労務単価へ影響が波及しないよう、設計担当課の設計価格を基に公平に算定している。
- 厚生労働省が毎月勤労統計調査を不適切に実施していた問題は、予定価格に連動する。この事件は、公共工事の設計労務単価や最低賃金に連動することが考えられるが、どのような影響が考えられるか。
- △ 労務単価への影響は現時点では明らかになっていない。明らかになり次第、契約の変更等が必要か否かはその時点で判断したいと考えている。
- 予定価格の算定に当たっては、公共工事の設計労務単価は重要であり、これには基本給相当額、さらに基準内手当、臨時給与、実務給与のポイントがある。毎月勤労統計調査の問題は、これらのうち、基本給相当額に影響を及ぼすとの理解で相違ないか。
- △ そのように理解している。
- 労務単価への影響が明らかになった時点で、契約を変更することだが、従来の契約及び今後については、どのように対応していく方針か。
- △ これまでも、インフレスライドや経済情勢によるものであれば、契約の変更等を行っており、これに準じながら、全国の事例も参考として対応していきたい。

【臨時財政対策債について】

- 本市における臨時財政対策債の残高は、平成 20 年度の約 138 億円に対し、29 年度は約 322 億円であり、31 年度はさらなる増加が予想される。総務省自治財政局が取りまとめた「平成 31 年度地方財政対策」では、臨時財政対策債は、30 年度から 0.7 兆円抑制することとしている。交付税措置がなされるかを不安視し、臨時財政対策債の発行を抑制する自治体もあると仄聞しているが、31 年度の臨時財政対策債についての本市の評価は。
- △ 31 年度の一般財源見通し及び臨時財政対策債の発行見通しだが、一般財源見通しについては、普通交付税は財政調整機能があるため、税の減収・増収のいずれの場合でも、それに応じて普通交付税の変動がある。直近 10 年の一般財源の総額が変わっていない傾向に鑑みれば、大きく変動することはないと考えているが、厳しい見立てをしている。一方、臨時財政対策債については、地方財政計画の中で、マイナス約 18%の規模を見通しており、減少した分は、普通交付税の振替が想定されている。県内の他自治体は、概ね発行可能額と同額の臨時財政対策債を発行する傾向にあり、本市も同様である。市債残高としては一定の額を占めるが、31 年度については、地方財政計画に鑑みると、大幅に抑制することとなる。

【小・中学校へのエアコン設置について】

- 平成 30 年 12 月の本委員会では、電気やガス等のエアコンの方式について質問があり、様々な角度からどの方式を選択するかについて検討しているとの答弁があった。既に中学校へのエアコン設置工事の入札が始まっているが、3 校が電気方式で、

3校を除いた残りはガス方式となっている。電気、ガスそれぞれの方式のメリット、デメリットについてどのように捉え、入札に至ったのか。

△ 電気、都市ガス、LPGの3通りの方式を検討してきた。検討に当たっては、イニシャルコストやランニングコストなどについて、一定の期間を設定し、総合的に判断した。

○ 今後、統合予定の学校に導入するエアコンは、移設可能な製品とするのか。

△ 統合に際しては、移設可能であること基本として整備している。

○ 小学校については、2019年秋までにエアコンを設置するとの報道があったが、校数も多い。設置順はどのように考えているのか。

△ 調査や設計の状況に応じて多少のずれは出てくるが、2019年秋までの設置を目指して準備を進めている。設置時期の差は出ると思うが、最優先で調査と設計を進め、精一杯取り組んできたため、ご理解願いたい。

○ 小学校間及び中学校間において、可能な限りエアコンの設置時期に差が生じないように、努力してもらいたい。(要望)

○ 今回は国庫補助を受けてのエアコン設置となるが、将来の修理・交換は市単独の予算で賄うことになるかと予想する。エアコンの方式について、将来的な修理・交換を見据えての検討は行ったのか。

△ 耐用年数が10年を超える製品を検討した。当然、経年による故障や不具合が発生する可能性があるため、その場合は、修理等の対応をしていきたい。

【女性防災士について】

○ 平成30年は全国各地で自然災害に見舞われた。本市においても防災士の育成に努めているところだが、被災された方々を幅広くケアするためには、女性の防災士が重要な役割を果たすと考ええる。防災士の講習を受講する方の大多数が男性であるため、女性団体にも周知していただきたい。また、本市の女性防災士の割合について、今後、どの程度まで高めていきたいと考えているのか。

△ 現在、本市の防災士は約120名おり、うち女性は10名である。これまで本市では、自治会を経由して防災士の育成に取り組んできた。今後は、女性防災士の増員を目指し、地域女性ネット高岡へ相談していきたい。また、防災士における女性の割合については、避難所の運営等、現在の具体的な活動状況を考慮し、こういったところに女性の意見を反映すればよいかを含め、適材適所となるよう考えたい。

【教員の長時間労働改善について】

○ 文部科学省の中央教育審議会が、国公立の教員の長時間労働を改善するための対策を、文部科学大臣に答申している。この中で、教員の残業時間を月45時間かつ年360時間以内に削減することに向けて、給食費や教材費の徴収業務から教員を解放するため口座振替を導入すること、登下校の見守りを地域住民に依頼すること、部活動指導員として外部人材を活用することなどを進めていくべきと考えるが、見解は。

△ 教員の長時間労働は全国的な問題であると受け止めている。現在、給食費の徴収

については全て口座振替が導入されている。また、要保護及び準要保護児童生徒の家庭については給食費が免除されており、手当てが進んでいる。一部滞納については、管理職が中心となって実務に当たっている。教員の負担軽減については、現時点で、学校として取り組める部分は既に実施していると認識している。また、外部人材の活用については、部活動指導員は1名、スポーツエキスパートは従来の人数どおり配置するなど、一定の手当ては行っている。特に、部活動指導員は部活動顧問と同様、大会への引率等で大きな責任を負うことから、教員OBなど適切な人材の確保が全県的な課題となっている。スポーツエキスパート、部活動指導員、総合型スポーツクラブの普及等で子どもたちの活躍の機会を作りながら、教員の負担軽減に取り組んでいきたい。

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔市長政策部〕

- (1) 1月30日 万葉線車両の脱線について
- (2) 万葉線吉久こしの誕生1周年記念キャンペーン

〔総務部〕

- (1) 災害時の外国籍市民の支援及び避難所運営訓練の実施について
- (2) とやま呉西圏域連携事業防災勉強会及び防災講演会の実施について

〈 委員から次のような質疑があった。 〉

【万葉線車両の脱線について】

- 万葉線株式会社の創業以来、これまでに脱線した回数は。
- △ 平成16年に脱線事故が発生して以降、11回目の脱線である。
- 過去の脱線事故の教訓を活かすことができているか不安を感じる。今回の脱線事故では、レール幅に広がり確認されたとのことであり、日頃の保守点検内容が問われると考えるが、検証は。本市としてどのように把握しているのか。
- △ これまでの脱線事故の要因としては、ポイント、カーブについて、積雪、猛暑などの気候変動等の影響があった。今回の脱線事故については、現在、原因究明中であり、レール幅の広がり原因なのか、脱線によってレール幅が広がったのかは現時点では不明である。定期点検については徹底を図っていると聞いているが、その中でも今回の事故が発生したことを重く受け止め、これまで以上に安心安全の視点を持って、十分に取られるよう要請していきたい。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

総務文教常任委員会 当局説明員（27名）

市長政策部長	福 田 直 之	会計管理者 会計課長	山 田 晃
市長政策部政策監 次長	赤 阪 忠 良		
都市経営課長 広域連携推進室長	柳 原 隆	教育長	米 谷 和 也
広報情報課長	新 田 泰 弘	教育次長 参事	柴 田 文 夫
文化創造課長	大 野 洋 靖	教育次長 学校教育課長	高 松 毅
総合交通課長	上 田 浩 樹	教育総務課長	藤 田 辰 昭
秘書課長	上 森 智 美	生涯学習・文化財課長	杉 森 芳 昭
		スポーツ課長 東京オリンピック・パラリンピック推進室長	山 本 明 宏
総務部長 選挙管理委員会事務局長	二 塚 英 克	福岡教育行政センター所長	中 井 奈 津 子
総務部次長 参事	梅 崎 幸 弘		
総務部次長 総務課長	戸 田 龍 太 郎	監査委員事務局長	堂 故 真 二
総務部次長 納税課長	古 川 京 子		
総務課 危機管理室長	山 森 久 史		
人事課長	長 谷 川 聡		
人事課 経営管理室長	新 田 裕 子		
財政課長	長 久 洋 樹		
管財契約課長	竹 沢 修		
市民税課長	永 井 正 之		
資産税課長	上 口 裕 之		